

伊佐市農業委員会 2 回総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 4 月 26 日（金）午前 9 時 03 分から 11 時 20 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (24 人)

会 長 13 番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	10 番委員	1 番推進委員	10 番推進委員
2 番委員	11 番委員	2 番推進委員	13 番推進委員
4 番委員	12 番委員	3 番推進委員	14 番推進委員
5 番委員		4 番推進委員	15 番推進委員
6 番委員		5 番推進委員	
7 番委員		6 番推進委員	
8 番委員		7 番推進委員	
9 番委員		8 番推進委員	

4. 欠席委員 (4 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 4 番委員 5 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第 2-1 号「農地転用事業計画変更」に係る決定について
議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第 4 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成31年度 第2回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
本日は、農業委員、推進委員の改選から始めての審議になりますが、非常に多い議案が今回出ております。

農地法の3条で29件、5条が16件、非農地証明願が5件という協議であります。この件数につきましては近年で最も多い協議となります。過去3年間こんなに多い案数を協議したことがありませんので、本日は少し時間がかかるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

本日は3番農業委員が欠席で、出席人数は12名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

4番農業委員と5番農業委員に、お願ひいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願ひいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。

資料の1ページから10ページになります。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が32件、登記地目、田62筆、畑10筆です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願ひいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見

決定について議題といたします。

この議案につきましては、2番農業委員と10番農業委員が譲受人となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(2番農業委員と10番農業委員退席)

議 長 事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転につきましてご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、大阪府岸和田市池尻町に居住されている NTさん71歳です。

譲受人は、伊佐市大口大田に居住されている認定農業者 THさん55歳で、経営面積は田165,802㎡、畑1,739㎡の合計167,541㎡であります。

土地の所在地は、伊佐市大口大田字稻荷ノ下1241番1外2筆で、地目は田、地積は合計2,950㎡で、ナフコ大口店から東へ約500mに位置し、良く管理された田です。

番号2番の譲渡人は、日置市吹上町中原に居住されている YYさんです。

譲受人は、伊佐市菱刈南浦に事務所を置く、農地所有適格法人である株式会社F代表取締役 KKさんで、認定農業者です。経営面積は田215,326㎡、畑10,038㎡の合計225,364㎡であります。

土地の所在地は、伊佐市菱刈荒田字島崎2473番外3筆で、地目は田、地積は合計7,934㎡で、本城小学校から南西へ約1.5kmの圃場整備地区内に位置し、良く管理された田です。

番号3番の譲渡人は、鹿児島市城山町に居住されている GSさん62歳です。

譲受人は、伊佐市大口目丸に居住されている認定農業者 NHさん75歳で、経営面積は田46,864㎡、畑5,109㎡の合計51,973㎡であります。

土地の所在地は、伊佐市大口目丸字大牟田1080番4で、地目は田、地積は3,417㎡で、大口東小学校から南西へ約200mの圃場整備地区内に位置し、良く管理された田です。

番号4番の譲渡人は、鹿児島市城山町に居住されている GSさん62歳です。

譲受人は、伊佐市大口青木に居住されている認定農業者 DHさん55歳で、経営面積は田103,734㎡、畑3,959㎡の合計107,693㎡であります。

土地の所在地は、伊佐市大口青木字春ノ上304番で、地目は田、地積は2,889㎡で、大口東小学校から南東へ約1kmの圃場整備地区内に位置し、良く管理された田です。

続きまして、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定のうち、賃借につきましてご説明申し上げます。

20ページをご覧ください。

期間は1年から30年で、面積は田91,792㎡、畑17,616㎡の計109,408㎡です。利用権を設定する者の数40名、利用権の設定を受ける者の数32名です。

土地の詳細につきましては、12ページ番号1から19ページ番号40のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

ここで、2番農業委員と10番農業委員の入席をお願いします。

(2番農業委員と10番農業委員入席)

議長 2番農業委員、10番農業委員、許可が決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。</p> <p>整理番号1番から29番まで、一括で報告をお願いします。</p> <p>ご意見・ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。</p> <p>整理番号1番について、10農業委員の報告を求めます。</p>
10番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る4月23日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたします。</p> <p>申請人 HHさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は81歳です。</p> <p>渡し人 SSさんは、佐賀県大津市和邇春日に居住され、年齢は62歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口牛尾字豆漬1548番2で、地目は田、地積771㎡で、所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は225,082㎡で取得可能面積であります。農業従事者は5名で、通作距離は約3kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。</p>
11番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る4月17日現地調査を行いましたので、私11番が報告いたします。</p> <p>申請人 YYさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は47歳です。</p> <p>渡し人 YHさんは、宮崎市月見ヶ丘六丁目に居住され、年齢は65歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈下手字江川尻1100番1外2筆で、地目は田、地積は3筆合計3,042㎡で、所有権移転贈与であります。</p> <p>受人の経営面積は45,721㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.5～1kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p>

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る4月22日現地調査を行いましたので、私9番が報告をいたします。

申請人 ADさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は37歳です。

渡し人 KZさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は51歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字立添2801番1外2筆で、地目は田、地積は3筆合計471㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は74,395㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、位置図が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る4月19日に現地調査を行いましたので、私5番が報告いたします。

申請人 ANさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は54歳です。

渡し人 NYさんは、東京都世田谷区南鳥山に居住され、年齢は86歳です。

申請地は、伊佐市大口大島字八反田54番2で、地目は田、地積は303㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は、105,503㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約100mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る4月22日に現地調査を行いましたので、私9番が報告いたします。

申請人 WTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は70歳です。

渡し人 NMさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は57歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字皮田629番1で、地目は田、地積は524㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は24,807㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号6番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番について、去る4月23日に現地調査を行いましたので、私10番が報告をいたします。

申請人 NTさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は74歳です。

渡し人 ZYさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字稻荷ノ下2223番外1筆で、地目は田、地積は合計1,483㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は9,753㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る4月17日に現地調査を行いましたので、私11番が報告いたします。

申請人 TZさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は67歳であります。

渡し人 YTさんは、愛知県小牧市新町に居住されています。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字内田4438番2外1筆で、地目は田、地積は合計5,080㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は39,649㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約500mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号8番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る4月23日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたします。

申請人 MTさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は60歳です。

渡し人 HS外2名で、代表の HSさんは、伊佐市大口大田に居住されています。

申請地は、伊佐市大口大田字稲荷ノ後2101番7で、地目は畑、地積は2,912㎡で、所有権移転贈与で二人は親戚関係にあります。

受人の経営面積は今回の贈与分と自作地合計3,138㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約4kmで、現況は良く完備された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終

わります。

議長 整理番号9番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る4月22日に現地調査を行いましたので、事務局が報告いたします。

申請人 NRさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は72歳です。

渡し人 NYさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は98歳です。

二人は親子関係になります。

申請地は、伊佐市大口小木原字原ノ前1271番1外2筆が、地目は田、地積は合計4,172㎡で、小木原字原ノ前1303番3外1筆が、地目は畑、地積は合計821㎡で、5筆合計4,993㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は821㎡ですが、総会資料の5ページ整理番号15番で、利用権設置を合意解約した4,172㎡を所有権移転するもので、経営面積は合計で4,993㎡になり取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、事務局の報告を終わります。

議長 整理番号10番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る4月17日現地調査を行いましたので、私11番が報告いたします。

申請人 IHさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は79歳です。

渡し人 YIさんは、霧島市国分松木町に居住され、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字柳野1382番1外2筆で、地目は田、地積は合計6,749㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は18,176㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.5～1.5kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号11番について、11番農業委員の報告を求めまます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号11番につきままして、去る4月17日現地調査を行いましたので、私11番が報告いたしまます。

申請人 IHさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は79歳です。

渡し人 YTさんは、霧島市国分松木町に居住され、年齢は90歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字柳野1395番1で、地目は田、地積は1,699㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は18,176㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約500mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号12番、13番は譲受人が同一ですので一括で報告をお願いいまます。5番農業委員の報告を求めまます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号12番につきままして、去る4月19日に1番農業委員と共に現地調査を行いましたので、私5番が報告いたしまます。

申請人 NYさんは、出水市野田町上名に居住され、年齢は47歳です。

渡し人 NSさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は78歳です。二人は親子になります。

申請地は、伊佐市大口下殿字観田194番3外3筆で、地目は田、地積は合計3,894㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積はありませんが、今回の申請で下限面積クリアとなりま

す。農業従事者は2名で、通作距離は約20kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、営農計画書等が添付してあります。

続きまして整理番号13番につきまして、去る4月19日に1番農業委員と共に現地調査を行いましたので、私5番が報告いたします。

申請人は12番と同じ NYさんです。

渡し人 KTさんは、伊佐市大口下宮人に居住され、年齢は67歳です。

申請地は、伊佐市大口下殿字観田216番2で、地目は田、地積は2,484㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は整理番号12番の面積があるため取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約20kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号14番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号14番につきまして、去る4月17日現地調査を行いましたので、私11番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は71歳です。

渡し人 HYさんは、愛知県尾張旭市三郷町に居住されています。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字蔵立326番外1筆で、地目は田、地積は合計3,285㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は、38,858㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.3～1.3kmで、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終

わかります。

議長 整理番号15番については、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号15番につきまして、去る4月19日現地調査を行いましたので、私2番が報告いたします。

申請人 AMさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は64歳です。

渡し人 NEさんは、大阪府松原市天美北に居住され、年齢は91歳です。

申請地は、伊佐市大口目丸字原ノ後438番外1筆、地目は畑、地積は合計1,897㎡と、同目丸字出吉原279番1外3筆、地目は田、地積は合計3,790㎡で、6筆合計5,687㎡の所有権移転売買であります。

受人の経営面積は4,693㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号16番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号16番につきまして、去る4月22日現地調査を行いましたので、私9番が報告いたします。

申請人 YHさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は67歳です。

渡し人 TAさんは、鹿児島市西伊敷に居住され、年齢は48歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字堂田2424番1、地目は畑、地積は453㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、31,059㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、自宅隣で現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号17番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号17番につきまして、去る4月18日現地調査を行いましたので、私2番が報告いたします。

申請人 HYさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は37歳です。

渡し人 ZMさんは、鹿児島市城山町に居住され、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市大口目丸字山神田145番1外3筆、地目は田、地積は合計5,692㎡で、所有権移転売買であります。

受人は新規就農者で今回の取得面積5,692㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号18番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号18番につきまして、去る4月18日現地調査を行いましたので、私2番が報告いたします。

申請人 MTさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は69歳です。

渡し人 ZMさんは、鹿児島市城山町に居住され、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市大口目丸字瀬吹939番3、地目は畑、地積は675㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、1,818㎡と議案第1号番号9番、15番、16番、17番との合計3,434㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号19番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号19番につきまして、去る4月18日現地調査を行いましたので、私2番が報告いたします。

申請人 KOさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は68歳です。

渡し人 ZMさんは、鹿児島市城山町に居住され、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字西原417番1、地目は畑、地積は1,656㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、77,652㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号20番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号20番につきまして、去る4月22日現地調査を行いましたので、私9番が報告いたします。

申請人 HMさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は75歳です。

渡し人 HHさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は60歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字狩迫4208番1外1筆で、地目は畑、地積は合計642㎡で、所有権移転交換であります。

受人の経営面積は、12,820㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長	整理番号21番について、11番農業委員の報告を求めます。
11番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号21番につきまして、去る4月17日現地調査を行いましたので、私11番が報告いたします。</p> <p>申請人 NRさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は54歳です。 渡し人 NYさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は71歳です。 申請地は、伊佐市菱刈下手字上之村3449番2で、地目は畑、地積は738㎡で、所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は、16,315㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号22番について、6番農業委員の報告を求めます。
6番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号22番につきまして、去る4月22日現地調査を行いましたので、私6番が報告いたします。</p> <p>申請人 IMさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は60歳です。 渡し人 TTさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は89歳です。 二人は親子関係になります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口曾木字川西3438番で、地目は田、地積は1,538㎡で、所有権移転贈与であります。</p> <p>受人の経営面積は、4,599㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約150mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>

議長	整理番号23番について、6番農業委員の報告を求めます。
6番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号23番につきまして、去る4月22日現地調査を行いましたので、私6番が報告いたします。</p> <p>申請人 NTさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は42歳です。</p> <p>渡し人 NHさんは、福岡市早良区有田に居住され、年齢は55歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口針持字作道558番3で、地目は田、地積は692㎡で、所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は、13,703㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約300mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号24番、25番、26番は譲受人が同一ですので一括で報告をお願いします。事務局の報告を求めます。
事務局	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号24番、25番、26番につきまして、去る4月22日現地調査を行いました。請け人が同一ですので一括して、事務局が報告いたします。</p> <p>申請人 TRさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は66歳です。</p> <p>番号24番の渡し人 TMさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は91歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口里字川面598番3外9筆で、地目は田、地積は合計8,833㎡と、同じく字川面600番1で、地目は畑、地積は450㎡の11筆合計9,283㎡であります。</p> <p>番号25番の渡し人 TSさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は88歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口里字寺師池466番で、地目は田、地積は311㎡と、同じく字川面598番9で、地目は畑、地積は140㎡の2筆合計451㎡であります。</p> <p>番号26番の渡し人 TMさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は</p>

78歳です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字中水流1176番1外1筆で、地目は田、地積は合計966㎡であります。それぞれ身内で全て所有権移転贈与になります。

受人は新規就農で今回の取得面積合計10,700㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、事務局の報告を終わります。

議長

整理番号27番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号27番につきまして、去る4月22日現地調査を行いましたので、私6番が報告いたします。

申請人 SYさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は71歳です。

渡し人 MMさんは、広島市安芸区中野に居住され、年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字深牟田4512番3で、地目は畑、地積は399㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は、5,653㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号28番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号28番につきまして、去る4月25日現地調査を行いましたので、私6番が報告いたします。

申請人 KSさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は60歳です。

渡し人 MMさんは、広島市安芸区中野に居住され、年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字外堀1526番1外3筆で、地目は畑、地積は合計3,933㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、15,442㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号29番について、10番農業委員の報告を求めまます。

10番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号29番につきまして、去る4月23日現地調査を行いましたので、私10番が報告いたしまます。

申請人 HEさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は56歳です。

渡し人 SSさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は86歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字原田1129番1で、地目は田、地積は560㎡で、所有権移転贈与であります。二人は親子になります。

受人の経営面積は、7,980㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.7kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「はい」という声、多数あり。)

5番
農業委員

整理番号29番ですが、総会資料には現況は宅地と書いてありますが、良く管理された農地だったんでしょうか。

1 0 番 農業委員 見た感じでは菜園で、畑でした。

議長 現況は農地だっんですね。

1 0 番 農業委員 はい。

議長 事務局。

事務局 現況は宅地が一部農地にかかっている状況でした。
概ね、耕作された農地であるということは確認しています。

議長 これについては、税務課の課税が多分宅地で課税してあるので、現況地目が宅地になっていると思います。
農業委員会は現況主義で行きますので、現況が農地であれば農地ということになります。
外に質問はありませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番から整理番号29番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番から整理番号29番については許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数29件について、29件の許可が処分決定しました。

————— 議案第2－1号 —————

議長 議案第2－1号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について提案いたします。

整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2-1号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、事務局よりご説明いたします。

資料は先ほどお配りしました、ページ26-1になります。

整理番号1番は、申請人E株式会社は、東京に本社を置く企業であります。

平成26年1月24日許可時、計画では伊佐市大口田代字千代川1522番38外4筆、計5,564㎡を太陽光発電施設として許可をしましたが、E株式会社の予算等の関係で、規模が縮小されたため、伊佐市大口田代字千代川1522番38、40、41の3筆、計2,877㎡に太陽光発電施設を設置しました。

残りの田代字千代川1522番39、129の2筆、計2,687㎡は太陽光発電施設を設置できず、申請人の株式会社Mが事業を引き継ぎ、太陽光発電施設を建設予定であり、現在農地のままのため、議案第3号12番において転用申請を行うものであります。

委員皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番については許可が決定いたしました。

議長 議案第2-1号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、申請件数1件について、1件は決定いたしました。

ここで、10分程度休憩を取りたいと思います。

(10分休憩。)

議長 それでは休憩前に引き続き、議案の審議に入ります。
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る4月23日、申請人 YKさん立会いのもと、4番推進委員、10番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈川南に居住されている YKさんで、年齢は53歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈川南に居住されている YSさんで、年齢は88歳です。二人は親子関係にあります。

本申請は、使用貸借権になっており、転用目的は一般住宅となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川南字山下水流989番1、地目は畑、地積は101㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、湯之尾小学校より南東へ約500mに位置しており、南側は市道、東側は畑、北側は宅地、西側は市道で周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手。 よって整理番号1番は、処分決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号2番について、2番農業委員の報告を求めます。</p>
2 番 農 業 委 員	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る4月23日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、9推進委員、12番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、熊本県上天草市大矢野町中に事務所を置く 合同会社 H代表社員 SNさんで一般法人です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されている KMさんで、年齢は62歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光施設となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈荒田字西川3232番1外1筆で、地目は田、地積は合計121㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。</p> <p>所在地は、本城小学校から西へ約1kmに位置しており、東側は河川、西側は道路を挟んで地主の自宅、南側は原野、北側は道路を挟んで宅地あり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電事業であります。原野を含めた一体事業でパネル設置枚数240枚、設置容量76.8kwを予定してあります。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

(全員挙手)

議長

全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長

整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番
農業委員

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る4月23日、申請人の代理人 K行政書士立会いのもと、3番推進委員、5番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、東京都千代田区神田三崎町に所在する S合同会社 職務執行者 TEさんで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口曾木に居住されている TYさんで、年齢は74歳です。

本申請は、賃借権で、転用目的は排水路ととなっております。

申請地は、伊佐市大口曾木字中谷2837番30外1筆で、地目は畑、地積は合計62.62㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、西太良コミュニティから南へ約1.5kmに位置しており、南側は畑、北側は山林、東側も山林、北側は太陽光発電施設であり、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、全部事項証明書等、必要書類は全て添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手。 よって整理番号3番は、処分決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号4番について、事務局の報告を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る4月23日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、6番推進委員、7番推進委員、事務局の3名で共同調査をしましたので、事務局が報告いたします。</p> <p>譲受人は、東京都千代田区神田多町に所在する M(株) 代表取締役社長 NTさんで一般法人です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口小木原に居住されている TMさんで、年齢は69歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口小木原字大丸362番44で、地目は畑、地積は4,198㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。</p> <p>所在地は、郡山団地より西へ約600mに位置しており、北側は道路、南側は宅地、その他雑種地、西側は田、東側は平成28年に非農地通知が出ており、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電事業であります。パネル設置枚数360枚、設置容量113.4kwを予定してあります。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図、配置図、会社の定款、残高証明書、事業計画書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については調査員・事務局の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号4番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号5番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 農 業 委 員	番	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る4月24日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、1番農業委員、私6番農業委員の2名で共同調査をいたしましたので、6番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、東京都千代田区神田多町に所在する M(株) 代表取締役社長NTさんで一般法人です。</p> <p>譲渡人は、出水市西出水町に居住されている KAさんで、年齢は65歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口田代字迫間361番で、地目は畑、地積は1,931㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。</p> <p>所在地は、田代線の辺母木交差点より西へ約200mに位置しており、北側は宅地、南側は畑、西側は農道を挟んで畑、東側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電事業であります。パネル設置枚数360枚、設置容量113.4kwを予定してあります。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求

めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長

整理番号6番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番
農業委員

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る4月23日、申請人のOMのお母さん立会いのもと、9番推進委員、12番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈南浦に居住されている OMさんで、年齢は46歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈南浦に居住されている KKさんで、年齢は59歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は駐車場及び農業用資材置場として利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字瓜ノ峰番3098番1で、地目は田、地積は408㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

申請地は平成10年に地主のKさんが、農地法を知らず資材置き場としてかさ上げ整備してしまったということで始末書が出ております。

所在地は、本城小学校から南へ約800mに位置しており、南側は道路を挟んで山林、東側は田、北側は山林、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号7番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る4月23日、S行政書士立会いのもと、11番推進委員、13番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、5番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口鳥巢に居住されている SKさんで、年齢は33歳です。

譲渡人は、伊佐市大口里に居住されている UMさんで、年齢は70歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は農家住宅及び農業用資材置場として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口里字小水流1769番1で、地目は田、地積は925㎡で、農地区分は第1種農地であります。

所在地は、大口自動車学校から南へ約600mに位置しており、東側は田、西側は雑種地、南側は道路、北側は水路であり、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議長

整理番号8番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番
農業委員

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番について、去る4月23日、代理人のK行政書士立ち合いのもと、3番農業委員、8番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口小木原に居住されている IYさんで、年齢は30歳です。

譲渡人は、伊佐市大口牛尾に居住されている MKさんで、年齢は86歳です。

本申請は、所有権移転贈与で、転用目的は一般住宅及び進入路として利用となっております。IさんはMさんの孫になります。

申請地は、伊佐市大口牛尾字針牟田103番12外1筆で、地目は畑、地積は合計643㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、マルイ食品から南東へ約500mに位置し、南、西、東側は畑、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求

めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号8番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号9番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番について、去る4月23日、代理人のK行政書士立ち合いのもと、3番農業委員、8番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口小木原に居住されている KNさんで、年齢は62歳です。

譲渡人は、伊佐市大口牛尾に居住されている MKさんで、年齢は86歳です。

本申請は、所有権移転贈与で、転用目的は資材置場として利用となっております。二人は親子関係になります。

申請地は、伊佐市大口牛尾字針牟田103番6外1筆で、地目は畑、地積は合計697㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、マルイ食品から南東へ約500mに位置し、南側は宅地、西、東、北側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号9番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。
よって整理番号9番は、処分決定いたしました。

議長

整理番号10番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番
農業委員

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号10番について、去る4月23日、申請人の代理人株式会社EのTさん立会いのもと、4番推進委員、10番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、宮城県仙台市青葉区中山に居住されている SMさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されている HHさんで、年齢は61歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈前目字新川4011番25で、地目は畑、地積は1,625㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、菱刈庁舎より北東へ約4Kmに位置し、南側は山林、東側も山林、北側は市道、西側も市道であり、周囲に与える影響はないと思われまます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数348枚、設置容量95.7kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、見積書、資金証明書、残高証明書、収支計画書、位置図、配置図、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号10番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号10番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号11番について、5番農業委員の報告を求めます。</p>
5 番 農 業 委 員	議	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号11番について、去る4月23日、H行政書士立会いのもと、13農業委員、11番推進委員、13番推進委員、私5番農業委員の4名で共同調査をいたしましたので、5番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈に居住されている HSさんで、年齢は30歳です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口鳥巢に居住されている NHさんで、年齢は83歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、転用目的は一般住宅として利用となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口鳥巢字円通寺原2615番5で、地目は田、地積は291㎡で、農地区分は第1種農地の集落接続施設の農地であります。</p> <p>所在地は、伊佐市文化会館から北へ約100mに位置し、東側は宅地、西側は道路、南側は道路、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま。</p> <p>この農地は1月総会にて、3条申請され許可がおりていましたが盛土をして造成したため、再度農地の戻し今回の5条申請となりましたので、そのことの始末書が添付されております。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状、始末書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については4名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。
整理番号11番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号11番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号12番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号12番について、去る4月23日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、1番農業委員、私6番農業委員の2名で共同調査をいたしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市西別府町に所在する 株式会社でM 代表取締役MTさんで、一般法人です。

譲渡人は、東京都中央区日本橋堀留町に所在する E株式会社 代表取締役社長 YYさんで、一般法人です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口田代字千代川1522番39外1筆で、地目は畑、地積は合計2,687㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、馬渡田代線状にあり、東側は宅地、西側も山林、南側は山林、北側も市道であり、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電事業ですが、先ほど議案第2-1号でありましたように、総事業面積は5,564㎡となり、パネル設置枚数1,300枚、設置容量357.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号12番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号12番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号13番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号13番について、去る4月23日、申請人のTSさんの代理人 MKさん立会いのもと、1番推進委員、14番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。
譲受人は、福岡県小郡市小郡に居住されている TSさんで、年齢は48歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されている YSさんで、年齢は89歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川北字中野1722番10で、地目は畑、地積は1,460㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、長年放置され、背の丈1m程のカヤなどが茂った荒地で、西側は国道268号線、南側は宅地、東側は山林、北側も空き地あり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、住民票、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であ

ると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号13番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号13番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号14番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農 業 委 員 いてのうち、整理番号14番について、去る4月23日、申請人のGSさん
の代理人 MKさん立会いのもと、1番推進委員、14番推進委員、私
9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、熊本県山鹿市鹿校通に居住されている GSさんで、年齢は
47歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されている KTさんで、年齢は66
歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設として利用と
なっております。

申請地は、伊佐市菱刈川北字中野1722番11で、地目は畑、地積は
1,508㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

この申請地は先ほどの整理番号13に隣接する農地になります。

所在地は、長年放置され、背の丈1m程のカヤなどが茂った荒地で、
西側は国道268号線、南側は宅地、東側は山林、北側も空き地あり、周
囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5k
wを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、住民票、事業計画書、残

高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号14番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号14番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号15番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号15番について、去る4月23日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、3番推進委員、5番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、熊本県芦北郡津奈木町に所在する合同会社 K 代表社員 YHさんで、一般法人です。

譲渡人は、大阪府池田市五月丘に居住されている THさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口宮人字長迫436番26で、地目は畑、地積は1,876㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、曾木の滝交差点から北へ約2kmに位置し、南側は市道、東側は宅地、北側は太陽光発電施設、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5k

wを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、住民票、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号15番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号15番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号16番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号16番について、去る4月23日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、6番推進委員、7番推進委員、事務局の3名で共同調査をいたしましたので、事務局が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口小木原に居住されているAYさんで、年齢は60歳です。

譲渡人は、伊佐市大口小木原に居住されているATさんで、年齢は72歳です。

本申請は、所有権移転贈与で、転用目的は一般住宅及び車庫として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口小木原字橋ノ口545番208で、地目は畑、地積は365㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、旧山野中学校より西へ約1kmに位置し、北側は宅地、東側は道路、南、西側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われま

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、住民票、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については調査員及び事務局の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号16番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号16番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数16件について、処分決定16件が処分決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第4号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして去る4月23日、申請人のNTさん立会いのもと、6番推進委員、7番推進委員、事務局の3名で共同調査をしまして、事務局が報告いたします。

申請人 NTさんは、伊佐市大口大田に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口大田字小緑682番1で、地目は田、地積は1,104㎡です。

周囲の状況は、東側は国道、西側は宅地、南側は駐車場、北側は宅地となっております。

非農地となった時期及び理由としましては、平成9年7月頃から、ナフコ大口店の駐車場として利用されており、今後も耕作される予定はないとのことでした。

所在地は、ナフコ大口店の駐車場の一角で調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で事務局の報告を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして去る4月23日、申請人のMTさんの立会いのもと、9番推進委員、12番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましてので、2番が報告いたします。

申請人 MTさんは、伊佐市菱刈荒田に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈荒田字早風下4339番1外1筆で、地目は畑、地積は合計2,990㎡です。

周囲の状況は、道路と畑に隣接しており、非農地となった時期及び理由としましては、平成元年月日不詳で農業委員会の許可を受けずに、下荒田公民館と広場、倉庫等を建築し現在に至ったとのことでした。

申請地の位置として、菱刈農村公園から東へ約1km位に位置し、東側

は畑、西側は道路を挟み宅地と畑、南側も宅地、北側は田であります。
調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。
添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図等が提出されています。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 整理番号3番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第4号「非農地証明願」についてのうち、整理番号3番につきまして去る4月23日、申請人代理人のT行政書士立会いのもと、3番農業委員、8番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしまして、10番が報告いたします。

申請人 NTさんは、伊佐市大口篠原に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口篠原字松ヶ迫1909番外2筆で、地目は田、地積は合計4,525㎡です。

申請理由として、昭和53年4月から養豚業を始めて、当申請地は農業用施設であるため地目変更をすることなくそのまま利用し、現在は雑種地であります。

申請地の位置として、大口中央中学校より北東へ約2km位に位置し、東西南北、周囲は山林に囲まれています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、全体が農業用施設であり、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると

判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号4番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第4号「非農地証明願」についてのうち、整理番号4番につきまして去る4月23日、申請人のSHさん立会いのもと、11番推進委員、13番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましてので、5番が報告いたします。

申請人 SHさんは、伊佐市大口原田に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口原田字原田1129番2で、地目は田、地積は389㎡です。

大口自動車学校より南約400mに位置しています。

周囲の状況は、東側は宅地、西側も宅地、南側は田、北側は道路となっております。

非農地となった時期は、昭和47年7月6日の水害により家が建っていた土地が被害を受け、建物をひいて申請地に移転したことによるものです。当該農地の現況は全て宅地となっております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図等が提出され

ています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 整理番号5番について、6番農業委員の報告を求めます。

6 番 議案第4号「非農地証明願」についてのうち、整理番号5番につきまして去る4月23日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、1番農業委員、私6番農業委員の2名で共同調査をしましてので、6番が報告いたします。

申請人 SMさんは、伊佐市大口曾木に所在されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口針持字上別当2864番27で、地目は畑、地積は976㎡です。

申請理由として、昭和56年に一般住宅を建築し現在に至ったとのことです。農地性を喪失しており、非農地証明願いを出したとのことでした。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の
挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第4号「非農地証明願」5件申請のうち5件の許可が決定いたしま
した。

議 長 その他。事務局お願いします。

事 務 局 総会資料の最終ページをお開きください。4月の月例報告をします。
1日、農業委員の辞令交付式及び第1回農業委員会総会、8日に農地利
用最適化推進委員の辞令交付式、その後農業委員・農地利用最適化推進委
員合同研修会、9日、4月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
23日、現地調査を一斉にしております。26日、本日ですが第2回農
業委員会の総会です。
5月の行事予定ですが、10日に5月の定例常設審議委員会が鹿児島市
であります。24日が現地調査です。30日が第3回の農業委員会の総会
です。
月例報告は以上です。

議 長 他にないでしょうか。

事 務 局 これで、平成31年度 第2回農業委員会総会を終わります。

事 務 局 姿勢を正してください。
一同礼。

事 務 局 おつかれ様でした

【終了時間 午前11時20分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 4 番

伊佐市農業委員 5 番